

○ 八王子市猫の譲渡に関する要綱（平成 28 年 4 月 1 日施行）

平成 28 年 4 月 1 日施行

改正 平成 30 年 3 月 1 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、八王子市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 26 年八王子市条例第 54 号。以下「条例」という。）第 15 条第 1 項に基づく譲渡に関する事項を定め、八王子市保健所（以下「保健所」という。）において適正な方法で猫の譲渡を行うことにより、殺処分される猫の減少を図るとともに、猫の適正な飼養管理の普及を目的とする。

（譲渡対象猫）

第 2 条 譲渡の対象となる猫は、保健所に引き取られ又は収容されたもののうち、次の各号に定める基準を満たし、八王子市保健所長（以下「保健所長」という。）が譲渡可能と認めた猫（以下「譲渡対象猫」という。）をいう。

- (1) 栄養状態が良く、外見上健康と認めるもの。
- (2) 人及び社会等に順応性があると認めるもの。
- (3) その他保健所長が適当と認めるもの。

ただし、譲渡を受けようとする団体の飼養経験、資質及び能力等について支障がないと保健所長が認めるときは、前各号の規定は適用しない。

（譲渡の種類）

第 3 条 譲渡の種類は、八王子市の実施する譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体への譲渡とする。

（対象団体の登録）

第 4 条 譲渡を希望する団体は、団体登録申請書（第 1 号様式）に次の各号で定める書類を添えて、保健所長に申請しなければならない。

- (1) 別添 1 に定める誓約書
- (2) 団体の規約（写し）
- (3) 役員名簿及び一時飼養者名簿
- (4) 活動方針及び活動実績
- (5) 活動計画書（譲渡の流れ、譲渡基準、譲渡方法等）
- (6) 代表者の住所及び氏名を確認できる公の証明書（住民票、運転免許証、健康保険証等）※提示のみ
- (7) 代表者が市外在住の場合には、会員の中から選出された市内在住の責任者の住所及び氏名を確認できる公の証明書（住民票、運転免許証、健康保険証等）※提示のみ
- (8) 前各項のほか、保健所長が必要と認める書類

- 2 保健所職員は、前項で規定する申請のあった団体に対し面談を実施する。
- 3 第1項で規定する申請のあった団体について、保健所長は次の各号に定める基準に適合しているか審査を行い、適合する場合には、譲渡対象団体として登録する。
 - (1) 本市の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体であること。
 - (2) 2名以上の者が、動物愛護及び適正飼養の普及啓発を目的とし、規約に基づき活動していること。
 - (3) 活動実績及び活動趣意が保健所の実施する譲渡事業の趣旨に反するものでないこと。
 - (4) 関連する法令等の趣旨を理解し、遵守できること。
 - (5) 不妊去勢手術を実施していない猫については、譲渡後1年以内に当該手術又はこれに代わる確実な繁殖制限措置を速やかに実施し、その旨を保健所長に報告できること。
 - (6) 成人の代表者がいること。
 - (7) 団体の所在地が市内であること。ただし次の各号すべてに該当する場合は、その限りではない。
 - ア 団体の活動拠点（連絡窓口・支部等）及び猫の飼養場所が市内に存在すること。
 - イ 前号で規定する活動拠点の責任者は、市内に在住する成人であること。
 - (8) 飼養場所が集合住宅もしくは賃貸住宅の場合は、猫の飼養が認められていることを確認できる契約書等の書類（写しも可）を提出できること。
 - (9) 保健所が実施する調査等（現地訪問を含む）に協力できること。
 - (10) 猫の譲渡先として団体名を保健所が公表することに同意できること。
 - (11) 前各項のほか、保健所長が必要と認める要件を満たしていること。
- 4 保健所長は、前項に規定する登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）に対し、登録通知書（第2号様式）を交付する。

（登録団体の変更・抹消等）

第5条 登録団体は、団体譲渡登録申請書の記載事項に変更があった場合には、登録事項変更届出書（第3号様式）により速やかに保健所長に届け出なければならない。

- 2 登録団体は、登録の抹消を希望する場合、又は、団体を解散した場合は、速やかに登録抹消届出書（第4号様式）を提出しなければならない。

（登録団体の登録の取り消し）

第6条 保健所長は、前条第2項に規定する届出があった場合、登録団体が第4条第3項に定める基準に適合しなくなった場合、その他、保健所長が必要と判断した場合には、理由を明示し、当該登録を取り消すことができる。

(登録団体への譲渡)

第7条 保健所職員は登録団体に対して、譲渡猫説明書（第5号様式）をもとに、個々の譲渡対象猫について説明し、適正に飼養できることを確認する。

2 登録団体は、犬、猫等の譲渡申請書（八王子市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成27年八王子市規則第55号）第4号様式）に次の各号に定める書類を添えて、保健所長に申請する。

- (1) 飼養場所が集合住宅又は賃貸住宅の場合は、猫の飼養が認められていることを確認できる契約書等の書類（写し）
- (2) 一時飼養会員の住所及び氏名を確認できる公の証明書（住民票、運転免許証、健康保険証等）※提示のみ
- (3) 前各項のほか、保健所長が必要と認める書類

3 保健所長は前項の書類を審査し、譲渡について決定する。

(登録団体への物資支給)

第8条 保健所長は、譲渡対象猫のうち生後間もない猫を譲渡する場合、登録団体に対し、別表に定める物資（以下「支給品」という。）を支給する。なお、支給品の購入は、当該年度予算の範囲内において行う。

2 支給品から生じた損害について、八王子市は一切の責任を負わない。ただし、八王子市が支給品を支給した登録団体に対し、当該支給品の瑕疵を知らずながら告げなかった場合において、当該瑕疵から生じた損害については、この限りでない。

3 登録団体は、支給品を受領した場合、支給品受領書（第6号様式）を保健所長に提出しなければならない。

4 登録団体は、支給品を譲渡対象猫の飼養のために使用するものとし、これと異なる用途に用いた場合、同等品を保健所長に返納しなければならない。

5 保健所長は、前項で規定する支給品の用途外使用を行った団体に対し、登録を取り消すことができる。

(登録団体の報告)

第9条 登録団体は、次の各号のいずれかに掲げる事項が生じた場合、譲渡等報告書（第7号様式）により保健所長に速やかに報告しなければならない。

- (1) 譲渡を受けた猫を新たな飼い主に譲渡したとき
- (2) 譲渡を受けた猫が一時飼養中に死亡したとき
- (3) 譲渡を受けた猫に不妊去勢手術を受けさせたとき

2 登録団体は、毎年度末に飼養状況報告書（第8号様式）を保健所長に提出しなければならない。

(登録団体に対する調査等)

第10条 保健所長は、登録団体に対して、必要に応じて実態調査を行うことができる。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年3月1日から適用する。

別表（第8条第1項関係）

支給品は、譲渡対象猫1匹につき、次の表の左欄に掲げる物品を、それぞれ右欄に定める数量を上限として支給する。

ミルク	810 g
ペットシート	100 枚
ウェットティッシュ	210 枚
哺乳器	1 個
離乳食（100 g）	2400 g